

カードローン「きゃっする」

(令和5年4月3日現在)

資金使途	<ul style="list-style-type: none">・自由です。・事業性資金は除きます。																
融資対象者	<ul style="list-style-type: none">・当金庫の営業区域内に居住、又は勤務している方・契約時年齢が満20歳以69歳以下で保証会社（信金ギャランティ㈱）の保証を得られる方・安定継続収入のある方・専業主婦の場合、配偶者が69歳以下で安定した収入がある方・当金庫所定の条件を満たされる方																
契約極度額	<ul style="list-style-type: none">・契約極度額は50万円から500万円まで10万円単位の46種類・専業主婦の方は50万円とします。																
利用限度額	<ul style="list-style-type: none">・契約極度額の範囲内で10万円単位です。・毎月、保証会社の定期的な管理により契約極度額の範囲内で変動する場合があります。																
契約期間	<ul style="list-style-type: none">・5年ごとの自動更新です。・新規貸越期限は、ご利用者様の70歳誕生日の属する月末までとします。																
融資利率	<ul style="list-style-type: none">・金庫所定																
融資方法	<ul style="list-style-type: none">・契約期間中における利用限度額の範囲内においていつでもご利用いただけるリボルビング（回転信用）方式とします。・融資（当座貸越）の実行は当金庫が契約後お渡しするローン専用カードを使用しATM（現金自動預入支払機）もしくは店頭窓口でもご利用頂けます。																
返済方法	<ul style="list-style-type: none">・定例返済（毎月10日払い）、希望により随時返済も可能です。・約定返済日の前日の貸越残高により返済額が確定します。 <table border="1"><thead><tr><th>約定返済日の前日の残高</th><th>定例返済額</th></tr></thead><tbody><tr><td>30万円以下</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>30万円超～50万円以下</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>50万円超～70万円以下</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>70万円超～100万円以下</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>100万円超～200万円以下</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>200万円超～300万円以下</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>300万円超～500万円以下</td><td>50,000円</td></tr></tbody></table>	約定返済日の前日の残高	定例返済額	30万円以下	5,000円	30万円超～50万円以下	10,000円	50万円超～70万円以下	15,000円	70万円超～100万円以下	20,000円	100万円超～200万円以下	30,000円	200万円超～300万円以下	40,000円	300万円超～500万円以下	50,000円
約定返済日の前日の残高	定例返済額																
30万円以下	5,000円																
30万円超～50万円以下	10,000円																
50万円超～70万円以下	15,000円																
70万円超～100万円以下	20,000円																
100万円超～200万円以下	30,000円																
200万円超～300万円以下	40,000円																
300万円超～500万円以下	50,000円																
担保・連帯保証人	<ul style="list-style-type: none">・不要です。保証会社（信金ギャランティ㈱）の保証を付けさせていただきます。																

保 証 料	・ 金庫所定金利に含まれております。
手 数 料 等	・ 契約時に印紙代として200円必要です。ローンカード再発行の場合には、再発行手数料として1,000円（消費税別）がかかります。
そ の 他	・ ご本人である事を証明する資料（原則、運転免許証・健康保険証・パスポート等）が必要になります。尚、健康保険証の場合は住民票抄本や公共料金の領収書等の写しも必要となります。 ・ 所得証明書類は不要です。

苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（9時～17時、電話：0226-22-6831）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
-------------------	---

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉